

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

上尾市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【保険年金課回答】

平成30年度から国民健康保険が都道府県単位化され、埼玉県が国民健康保険の財政運営の主体となりました。市町村国保における被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差などの構造的な問題など、様々な課題を解決し国保財政の健全化を図るため、現時点では「埼玉県国民健康保険第3期運営方針」に基づき、赤字の削減・解消の取り組みを進め、収納率の向上、医療費適正化の一層の取り組みを図っているところです。今後も、財政運営主体である県や、他市町村と連携を図りながら、国民健康保険制度の安定的な運営に取り組んでまいります。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くならないように慎重に検討をすすめてください。

【保険年金課回答】

埼玉県と市町村で構成されているワーキンググループにて地域格差を含めた議論を重ねて「埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)」が令和5年12月に策定されました。少子高齢化が進み医療費の増大が予見される中で、県内での保険料格差が生まれまいよう、「埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)」に基づいて令和9年度の保険税水準の準統一に向けて準備を進めてまいります。

② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本)第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と明記されています。物価高騰の中で「保険税」が住民の負担にならない

ように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【保険年金課回答】

国民健康保険制度については、平成30年度から財政運営主体が県となっており、法定外繰入については保険税準統一の前年である令和8年度までに解消することとされています。上尾市でも財政運営主体である県や、他市町村の意見も踏まえながら、国民健康保険制度の安定的な運営に取り組んでまいります。

③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければまとめられないものです。県は、市町村と合意ができたことと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

【保険年金課回答】

埼玉県と市町村で構成されているワーキンググループにて地域格差を含めた議論を重ねて「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」が令和5年12月に策定されました。少子高齢化が進み医療費の増大が予見される中で、県内での保険料格差が生まれまいよう、「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」に基づいて令和9年度の保険税水準の準統一に向けて準備を進めてまいります。

④ 国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、18歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

【保険年金課回答】

国民健康保険税減免は、国民健康保険税条例の規定に基づき、納税者の担税力など個々の事情に応じて決定しております。また、子育て世代の負担軽減については、国において令和4年度から未就学児を対象に均等割を5割軽減する制度が創設されました。また、令和6年1月からは、被保険者を対象とした保険税の産前・産後免除がはじめられたところです。今後のさらなる子育て支援策については、国の動向を注視してまいります。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【保険年金課回答】

県が定めた「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、標準保険税を算定するための賦課割合は、県の所得水準に応じた設定により、応能割と応益割に按分するとしています。これにより、保険税の見直しをする際は、県が算定した標準保険税率を参考に検討してまいります。

また、応益割である均等割額については、所得に応じた7割、5割、2割の軽減を行っております。

② 子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。

【保険年金課回答】

子育て世代の負担軽減については、国において令和4年度から未就学児を対象に均等割を5割

軽減する制度が創設されました。全国市長会からも、対象者の拡充について提言がなされていることから、その動向を注視してまいります。

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額(復活)してください。

【保険年金課回答】

法定外繰入金については、令和8年度までに解消することとされています。現在、行っている法定外繰入は、国民健康保険制度における支出額に対する収入不足を補うため、やむを得ず行っているものです。

必要以上の法定外繰入は、法定外繰入金を原資とした決算剰余金を過度に発生させる可能性があることから、収支バランスを考慮した上で繰入額を判断しております。

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【保険年金課回答】

基金については、国民健康保険の有している基金の残高が100万円弱であり、当面の間は基金からの繰り入れは見込めない状況です。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【保険年金課回答】

現在、保険税を滞納している世帯のうち、納税の催告や納税相談等にも応じていただけない場合に、特別な有効期間を定めて保険証を発行しておりますが、いわゆるマイナ保険証の導入に伴い、令和6年8月以降、短期保険証は発行しない予定です。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【保険年金課回答】

納税相談の機会を確保し、個々の実情を把握することを目的に、直接、窓口で保険証を交付しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【保険年金課回答】

回答日現在、資格証明書は発行しておりません。

(5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。2029年7月末までの有効期限にしてください。

【保険年金課回答】

マイナ保険証をもっていない方へ交付する「資格確認書」については、現行の保険証と同様に1年間の有効期限で交付する予定です。

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせをしてください。

【保険年金課回答】

今年10月末を目途に国がマイナ保険証の利用登録の解除機能を設ける予定となっており、市の受け付け準備が整うのに合わせてホームページに修正記載する予定です。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【保険年金課回答】

国民健康保険税減免は、国民健康保険税条例の規定に基づき、納税者の担税力など個々の事情に応じて決定しております。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【保険年金課回答】

一部負担金の減免については、国民健康保険法第44条、「上尾市国民健康保険に関する規則」に定められ、その取扱いについては、厚生労働省通知（「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取り扱いについて」）に基づき運用しております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【保険年金課回答】

一部負担金の減免の申請書は、「上尾市国民健康保険に関する規則」に基づき、療養の給付を受ける者の氏名、傷病名など必要な事項をご記入いただく申請書となっております。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【保険年金課回答】

一部負担金の減免は、「上尾市国民健康保険に関する規則」に基づく審査を経て、対象と承認された場合に受けることができるものとなるため、申請は上尾市にさせていただく必要があります。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

- ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【納税課回答】

国民健康保険税は納期限までに納付していただくことが定められております。しかし、一定の要件に該当し、一時に納付することができない場合には、申請することで徴収や財産の換価が猶予される制度があります。広報あげおや市ホームページでお知らせをしているところです。

また、必要に応じて、生活支援課や消費生活センターなどの窓口のご案内を行っております。

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【納税課回答】

国民健康保険税が納期限までに納付されなかった場合には、法令に基づく督促状の送付に加え、電話催告や文書及びSMSを利用した催告によって、早期の納税を勧奨するとともに、納税が困難な方々への納税相談を呼びかけております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてら

れるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【納税課回答】

滞納処分にあたっては、一方的な滞納処分となることがないように、法令に基づく督促状の送付に加え、電話催告や文書及びSMSを利用した催告によって、早期の納税を勧奨するとともに、納税が困難な方々への納税相談を呼び掛けております。こうした催告や納税相談の呼びかけにも関わらず、納付がなされないときは、地方税法や関連する法令に則り滞納処分を執行しますが、その際も処分財産については総合的に適否を検討してまいります。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【納税課回答】

制度の趣旨には留意をしておりますが、国民健康保険税のみ特別対応をすることは検討しておりません。

(9) 傷病手当金制度を創設してください。

① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【保険年金課回答】

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合でも、労働者が休みやすい環境を整備することを目的に、療養中の生活保障として緊急的・特例的に支給するものとされておりますが、令和5年5月8日以降の感染については対象となりません。なお、感染症流行時に、全国市長会から国に対して、支給対象者の拡大などの要望を行っていることから、今後の動向を注視してまいります。

② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

【保険年金課回答】

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症関連に限って財政支援を受けられる緊急的、特例的な措置であることから、恒常的な運用は予定しておりません。また、傷病見舞金については、傷病手当金の終了に合わせ、新たに運用を開始する予定はありません。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください。

【保険年金課回答】

上尾市国民健康保険運営協議会委員のうち、「被保険者を代表する委員」の選出については地域住民の代表として、上尾市自治会連合会から推薦をいただいております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【保険年金課回答】

上尾市国民健康保険運営協議会においては、被保険者を代表する委員を含め、保険医又は保険業

剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等を代表する委員で構成され、さまざまな立場の方のご意見を取り入れながら運営しております。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。

【保険年金課回答】

平成23年度から特定健康診査の自己負担額は無料です。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【保険年金課回答】

個別がん検診に関しては、特定健診を実施している医療機関であれば、同時に受けられるよう予約時に調整いただくことで同時に受診することが可能です。調整をしやすいように特定健診の年度当初の対象者には、がん検診の案内ハガキを同封して発送をしております。

③ 2024年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【保険年金課回答】

未受診者に対して、受診勧奨通知を年2回発送しています。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【保険年金課回答】

個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理しています。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2023年度(令和5年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【財政課回答】

財政調整基金の令和5年度末残高は、62億2,096万934円となっています。

② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっています。引き下げるために、財政調整基金の活用を教えてください。

【財政課回答】

国民健康保険制度については、必要となる医療費等を賄うため、県が市町村ごとの標準保険税率を算定するなど財政運営の主体を担っており、本市においては当該標準保険税率を踏まえ税率を設定しています。そうした中で令和8年度までに法定外繰入を解消することとされており、国保税を引き下げるための財政調整基金の活用は予定しておりません。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に要請してください。

【保険年金課回答】

健康保険を取り巻く状況は年々厳しくなっており、特に令和4年からは団塊の世代が後期高齢者へと移行していくなかで、安定的に事業運営を行うことは喫緊の課題となっております。窓口負担の見直しは国民皆保険を未来へとつなげていくための措置と捉え、今後の国の動向に注視してまいります。また、全世代に納得いただけるよう、高齢者や現役世代に向けて、分かりやすい周知や説明などの対応に努めます。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【保険年金課回答】

埼玉県後期高齢者医療広域連合が実施する事業は、基本的に法令等に基づいて行われるため、他都道府県と大きく異なる独自の取組みは行っておりませんが、2割負担開始に伴い、被保険者への配慮として、施行後3年間（令和7年9月30日まで）激変緩和措置を講じて負担を軽減しています。

(3) 低所得（住民税非課税世帯など）の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【保険年金課回答】

健康状態の把握と疾病の早期発見のため、健康診査の受診を勧めています。健康診査に係る費用は無料としており、経済的な負担がなく受診しやすいよう支援しています。また、重症化予防を目的とした受診勧奨（電話等）の実施や広域連合実施の歯科健診結果を活用し、高齢介護課と連携してフレイルの兆候が疑われる人に啓発や介護予防事業への参加勧奨を行っています。

(4) 団塊の世代が75歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。

【保険年金課回答】

上尾市では、長寿・健康増進事業として、健康診査の追加項目や人間ドック検査費用助成などを実施しております。新たな取組みとして実施しているフレイル予防についても、引き続き推進に努めてまいります。

【健康増進課回答】

人生100年時代を元気に活躍してもらうため、そして、誰一人取り残さない健康づくりのため「あげお健康+（ぷらす）」という新たな健康ポイントアプリを令和6年7月からスタートしました。毎日の歩数や自分の身体を知ることで健康意識を高め、健康づくりを実践していただくほか、アプリ内でスポーツ健康関連事業の周知、ポイント付与があり、楽しみながら健康活動を継続していただく仕組みとなっております。市で実施する健康長寿事業に積極的に参加していただけるよう事業展開してまいります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【保険年金課回答】

後期高齢者健康診査は、無料で実施しております。人間ドックは、2万円の補助事業を実施しており、市内の指定医療機関だけではなく、市外の医療機関にも拡充し、同額の補助を実施しております。

また、がん検診、歯科健診につきましては、上尾市で実施の検診を40歳以上から無料で受診す

ることができます。なお、前年度に75歳及び80歳になられた被保険者については、埼玉県後期高齢者医療広域連合で無料の健康長寿歯科検診を実施しております。

最後に聴覚検査についてですが、埼玉県広域連合健康診査の実施要項は、国が定める特定健康診査の項目に準じて実施をしており、現時点では特定健康診査では義務付けられておりません。また、聴覚検査の実施には専用の機器が必要であるため、被保険者の皆さんに広く健康診断を受けていただくためにも、現状では検査項目に追加することは難しいと考えております。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【高齢介護課回答】

市民の声をはじめ、国や県の動向を踏まえ、必要に応じて要望等をしてまいりたいと考えております。

3. 地域の医療提供体制について

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。

【健康増進課回答】

今後の国や県の動向を注視してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください。

【健康増進課回答】

機会をとらえ、埼玉県に要望します。

4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【健康増進課回答】

機会をとらえ、内部で協議してまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【健康増進課回答】

機会をとらえ、埼玉県に要望します。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 安心で十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所得基準額の引き下げで利用料2割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【高齢介護課回答】

利用料2割負担の範囲拡大は、現時点で確定した情報ではないため、次期報酬改定に向けて動向を注視してまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【高齢介護課回答】

介護保険料額の算定につきましては、要介護認定者数が大きな要件となってくることから、要介護状態とならないための予防の推進が重要であると認識しております。

今後とも他自治体の効果的な取組などを参考に介護予防事業を推進し、介護保険料負担の抑制に努めてまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【高齢介護課回答】

介護保険料の減免については、介護保険法142条により「上尾市介護保険条例第12条」に規定し、「上尾市介護保険料の減免に関する要綱」に基づき実施しております。

また、低所得者の介護保険料については、消費税率の引き上げに伴い第1段階から第3段階の非課税世帯の介護保険料を引き続き軽減しています。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【高齢介護課回答】

市民税非課税世帯の人を対象に市独自に助成（上尾市介護サービス利用者負担助成費）をしております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【高齢介護課回答】

サービス利用についてはケアマネジャーが作成するケアプランに基づき行うものであり、サービスが必要な方へ必要なサービスを提供するものであることから、利用できないことは本人の自立支援に支障をきたすものです。

利用料の支払いが困難な場合には、生活保護制度や、境界層措置による補足給付対象となり得る制度をご案内し、できる限り利用抑制にならないようにしてまいります。また併せて国の動向についても注視してまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【高齢介護課回答】

国の制度により特養、老健、短期入所などの負担軽減を実施しておりますが、今後の対象施設の範囲拡大について、国の動向を注視してまいります。

6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。

(1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

【高齢介護課回答】

令和5年度に「上尾市介護サービス事業所原油価格・物価高騰等対策支援金給付」として、市内の介護サービス事業所に対し、一律10万円を2回交付しております。今後とも国の動向を注視して財政支援を検討してまいります。

(2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【高齢介護課回答】

今後の感染状況や国や県の動向を注視し、必要に応じて検討してまいります。

(3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的なPCR検査等を実施してください。

【高齢介護課回答】

公費による定期的なPCR検査については、国や県の動向を注視し、必要に応じて検討してまいります。

【健康増進課回答】

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日に感染症法上の5類となりました。5類感染症とは、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとした対応に変わるものです。つきましては、現時点で具体的な助成等の予定はございませんが、引き続き国や県の動向を注視してまいります。

7. 在宅を推し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

【高齢介護課回答】

訪問系の事業所に限らず、介護人材等が不足していることは全国的な問題であり、解消すべき課題であると認識しております。本市では、不足する介護人材を確保するため「介護に関する入門的研修」「外国人介護人材確保推進事業」「喀痰吸引等研修事業」の3つの介護人材確保推進事業を実施しております。今後も国の動向を注視しつつ、人材確保推進事業を検討してまいります。

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【高齢介護課回答】

介護施設等の整備につきましては、第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の「基盤整備計画」に基づき、計画的に公募しております。今後、高齢者の状況等を踏まえて、地域密着型サービスの充実に向けて基盤整備をすすめてまいります。

9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【高齢介護課回答】

高齢化の進展に伴い増加する多様なニーズに、適切かつ効率的に対応できる体制を整える上で、地域包括支援センターの役割はますます重要になると認識しています。このため、地域包括支援センターがより効果的な運営ができるよう、体制確保及び機能強化の促進に努めます。

10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額 2 万円手当あり）

【高齢介護課回答】

介護人材が不足している現状は、本市だけでなく全国的な問題であり、解消すべき課題であると認識しております。今後とも国の動向を注視し、人材確保についての支援を検討してまいります。

11. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、予算を取り支援策を具体化している自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらうなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【子ども家庭総合支援センター回答】

令和 4 年度に小学 4 年生から 6 年生と中学 1 年生から 3 年生を対象にヤングケアラー実態調査を実施しました。また、子どもから若者まで切れ目のない支援に取り組むため、ヤングケアラーと 18 歳からおおむね 40 歳に達するまでの若者ケアラーを対象とした「上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例」を令和 5 年 7 月 1 日付けで制定しました。

具体的な支援策については、ヤングケアラーへの支援体制強化に向けた事業として、啓発カードやチラシ配布及び出前講座等による周知啓発、ヤングケアラーコーディネーターを配置し相談に応じているほか、新たに今年度から子育て世帯訪問支援事業を開始しております。

12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【高齢介護課回答】

誰もがその人らしく生活することができるようにするには、要支援状態または要介護状態とならないよう、介護予防・健康づくりを実施する地域支援事業の充実・推進が必要となります。

保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援することを目的として、地域支援事業等を対象に交付されます。

上尾市として、通いの場における支援を充実させる等の地域支援事業の充実・推進に努めてまいります。

13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【高齢介護課回答】

今後の国の動向を注視し、必要に応じて、要請してまいります。

14. 介護給付費準備基金残高から 2024 年度に執行した金額はいくらですか。

【高齢介護課回答】

2024 年度につきましては、約 2 億円の執行を予定しております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の実現を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

【障害福祉課回答】

上尾市障害福祉施策推進委員会や上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会等を活用し、当事者の意見を反映するよう努めてまいります。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【障害福祉課回答】

地域生活支援拠点事業につきましては、上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターを中心にすすめており、日ごろの空床確保により緊急時の短期入所が可能となる「緊急時居室確保事業」の実施等により、拠点整備に向けて取り組んでおります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【障害福祉課回答】

「上尾市社会福祉法人等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、施設整備の補助金を交付しております。なお、障害者の重度化や高齢化、親亡き後を見据えた体制整備については、令和 6 年 3 月に策定した「第 7 期上尾市障害福祉計画・第 3 期上尾市障害児福祉計画」に基づき進めてまいります。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【障害福祉課回答】

障害福祉サービスの提供体制の整備については、令和 6 年 3 月に策定した「第 7 期上尾市障害福祉計画・第 3 期上尾市障害福祉計画」に基づき現在進めております。今後も計画を基に実情に応じた整備をしてまいります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80 歳の親が 50 歳の障害者を介護・90 歳の親が 60 歳の障害者を介護しているなど）家庭に

ついて、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【障害福祉課回答】

緊急時の対応については、地域生活支援拠点整備の一環として、常時の空床確保により緊急時の短期入所が可能となる「緊急時居室確保事業」の実施等を行っております。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

【障害福祉課回答】

国などに対し、職員不足への有効な手立てについて要望してまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【障害福祉課回答】

現在、独自の年齢制限は導入しておりません。所得制限については、令和4年10月より埼玉県で完全導入されたことから、上尾市においても対象者本人の所得に係る所得制限を導入いたしました。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【障害福祉課回答】

精神障害者保健福祉手帳2級所持者までの拡大、また精神病床への入院費用については、埼玉県の助成の対象外であることから市単独補助は難しいものと考えております。

(3) 二次障害(※)を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因として発症する二次障害(障害の重度化)に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

【障害福祉課回答】

疾病や障害等の医学的な知見を求められる内容を医療機関に啓発することは難しいところですが、二次障害による生活のしづらさや課題につきましては、地域の関係機関が参画する、上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会の枠組みを用いながら、支援に従事する職員の一層の理解促進に向けて、研修等を通じて深めてまいります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【障害福祉課回答】

(実施済みのため、回答なし)

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【障害福祉課回答】

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱にて利用時間の上限が150時間とされていることから、同様の上限設定としております。

③ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【障害福祉課回答】

障害者への利用軽減策の検討につきましては、近隣市町村における制度状況などを注視していきたいと考えております。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

【障害福祉課回答】

福祉タクシー券は令和2年度より年間24枚から36枚の配布へと改めております。また、利便性向上を図るため、令和5年度から1度の乗車で2枚使用することが可能となりました。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【障害福祉課回答】

福祉タクシー券については、障害者本人の乗車に対して割引が適用されるため、介助者等の同乗についても、割引が適用されます。また、燃料費助成制度は、18歳未満の者(児)は、年間1万2,000円まで、18歳以上の者は、年間6,000円を上限に、給油した領収書をもとに助成を行っております。こちらについては、障害者本人の送迎等で家族等の介助者が運転する車の燃料費に係る助成と事業実施しているものです。

なお、今後の双方の制度の対象を拡大や所得制限を行う予定は今のところございません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【障害福祉課回答】

地域間格差の問題については、上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会等を通じて情報を共有しながら検討してまいります。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1)避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【危機管理防災課回答】

本市では、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援名簿を作成しております。また、ご本人な

どから希望があれば避難行動要支援者名簿の対象として加えております。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーの確認については、自主防災会など避難支援等関係者と連携して、検討してまいります。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【危機管理防災課回答】

福祉避難所への避難を二次的な避難ではなく、直接の避難とする手法に関しては、現状では福祉避難所のキャパシティに限りがあることから、難しいものと考えます。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【危機管理防災課回答】

避難所外で生活する方の救援物資については、近隣の指定避難所でニーズを集約し、避難所で物資の配布を行うことを想定しています。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。

【危機管理防災課回答】

災害対策基本法第49条の1第3項において、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる」とあることから、名簿利用が要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とするのであれば、名簿情報の提供は可能です。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【行政経営課回答】

自然災害対策と感染症発生対策について、それぞれの部署をすでに設置しております。これまでに実施した様々な自然災害対策や感染症対策を踏まえ、同時発生等の時は、各関連部署において、より一層連携を強化し、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

【健康増進課回答】

感染症対策につきましては、埼玉県が第8次地域保健医療計画のもと、「検査・医療体制の整備」「関係機関等との連携強化」「感染症に関する知識・対応力の向上」に取り組んでおります。上尾市においても鴻巣保健所管内市町感染症担当者会議に定期的に参加し、平時から「顔の見える関係」を築き、協力体制を確保するとともに、感染症に関する情報共有や各自治体での取り組み等の情報交換をし、業務の参考としています。

また、上尾市医師会、北足立歯科医師会、上尾伊奈地域薬剤師会と上尾市で「災害時の医療救護活動についての協定」を合同で締結しております。災害時医療体制や医療救護所等につきましては、上尾市医師会や市内医療機関及び関係部署と協議を重ねております。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするた

めの手立てを行ってください。

【障害福祉課回答】

5類移行後は、事業者の状況に応じた自主的な判断と取組が基本となりますので、市から配布する予定はございません。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【健康増進課回答】

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」としていましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。

医療提供体制につきましては、これまでの入院措置を原則とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応になっております。

(3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【健康増進課回答】

令和6年秋から新型コロナウイルスワクチンは定期接種へと移行する予定です。

接種対象者は、65歳以上の方、60歳以上65歳未満で基礎疾患を有する方（心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方）となり、インフルエンザワクチンの定期接種の対象者と同じです。

接種体制につきましても、インフルエンザワクチンの定期接種と同様になる予定です。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【障害福祉課回答】

国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）等の交付がある場合には、障害者施設への支援金を検討いたします。

8. 難病患者の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【職員課回答】

本市では、現状、職員採用試験において難病患者は通常の採用の中で対応しております。また、職員の中には、難病患者が複数人いることは存じていますが、全容は把握しておりません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【保育課回答】

令和6年4月1日時点の待機児童数につきましては、6人でございます。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【保育課回答】

0歳が221名、1歳が740名、2歳が818名、3歳が709名、4歳が717名、5歳が678名となっています。(令和6年4月1日現在の入所児童数)

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【保育課回答】

本年3月に、待機児童を解消し公立・民間を含めた市全体の保育の供給体制を計画的に推進するために策定した「上尾市保育環境整備計画」に沿って、対応していく予定です。

なお、計画は毎年度、最新の保育需要を見込み、見直しをしています。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【保育課回答】

育成支援児童の受入れについては、必要に応じた受け入れが確保できるよう、公的支援に努めてまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【保育課回答】

認可外保育施設が、認可保育施設に移行したい旨の相談があった場合には、当該地域の保育需要と供給体制を踏まえ対応してまいります。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている

中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【保育課回答】

新型コロナウイルス感染症対策に関しては、これまで同様、国のガイドラインに従い、感染症予防対策を実施しています。

また、保育士の配置については配置基準に基づき、適切に対応しています。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【保育課回答】

本市では、保育士の負担軽減、離職防止を図ることを目的とした保育士補助者雇上強化事業や、保育所等を運営する法人等に対し保育士用の宿舍の借り上げにかかる経費の一部を補助する保育士宿舍借り上げ支援を実施し、保育士確保施策の推進を図っています。

加えて、本年度から私立の保育施設が、新卒保育士や潜在保育士を新たに採用した場合、就労支援金48万円を在籍する施設を通じ、支給する事業を実施することとしています。

また、本市の公立保育所では国に先んじ、基準を上回る本市独自の配置基準を設け、安心安全な保育を実施しており、市内の私立保育所につきましても、既に改正後の配置基準を満たした保育を実施しているものと認識しています。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化する自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によって無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。

【保育課回答】

0歳～2歳児の保育料については、保護者の住民税額等に応じて算定しており、生活保護世帯、非課税世帯及び全所得階層の第3子以降の子は無償としています。また、ひとり親世帯や多子世帯等に対しましても、年収360万円未満相当の世帯まで軽減措置の対象範囲を拡充しています。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【保育課回答】

3歳～5歳児の副食費の免除措置の対象範囲を、年収360万円未満相当の世帯まで拡充して

います。これにより、年収360万円未満相当の世帯全ての子ども及び全所得階層の第3子以降の子どもが免除となっています。

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）』は、親の就労に関係なく0歳～2歳児の子どもを対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとなっており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【保育課回答】

「こども誰でも通園制度」は、先日、子ども・子育て支援法が改正され、令和8年度から本格実施することとされています。

本市においては、令和8年度に向けて「こども誰でも通園制度」の実施の手法について検討中です。

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

【保育課回答】

当該事業の実施に関して必要なものについて検討してまいります。

6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【保育課回答】

制度趣旨に鑑み、安全安心な保育が確保できるよう努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【保育課回答】

保育施設の整備につきましては、「上尾市保育環境整備計画」に沿って対応していく予定です。また、育児休業取得にかかる上の子の保育の継続をはじめ、多子世帯・ひとり親世帯等の保育料の軽減拡充や、生活保護世帯等への実費徴収にかかる補足給付などの支援を継続して実施しています。

(3) 児童数の定員割れ（特に0歳児など）については、いつでも定員までの受け入れを可能とする保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

【保育課回答】

前年度末に比べて当該年度当初（4～6月）の乳児（0歳児）が減少する保育園において、年度

当初にあらかじめ乳児担当保育士を確保している認可保育園につきましては、乳児途中入所促進事業の補助金を交付して、年度途中入所の保育需要に対応しています。

【学 童】

7. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【青少年課回答】

学童保育を必要とするすべての児童・家庭が入所できるように令和 5 年度に 1 クラスを開設し、令和 6 年度も 4 月に 1 クラスを開設いたしました。

今後も適正な施設規模での健全育成が実施できるように努めてまいります。

8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 46 市町(63 市町村中 73.0%)、「キャリアアップ事業」で 36 市町(同 57.1%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和 6 年度の国の新規「常勤支援員 2 名複数配置」補助を施策化してください。

【青少年課回答】

国の子ども・子育て支援交付金の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」や「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」について、財源として活用し、改善を図るため運営委託料に加算しております。新たな補助事業の活用につきましては、今後検討してまいります。

9. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【青少年課回答】

本市では、特定非営利活動法人に放課後児童クラブの運営を委託しており、委託料には「民営クラブ支援員加算」及び「同 運営費加算」を含めております。

【子ども・子育て支援について】

10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は通院については小学校 3 年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、2024 年 4 月から実施されました。現物給付の対象年齢を 18 歳までに拡充してください。

【子ども支援課回答】

本市の子ども医療費助成制度は、令和 6 年 4 月診療分から通院の助成対象年齢を拡大し、入院・通院ともに 18 歳年度末までの子どもを対象としております。また、埼玉県内の医療機関においては、年齢に関係なく子ども医療費の対象者すべてを現物給付としております。

(2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

【子ども支援課回答】

埼玉県市長会を通じて、全国一律の公費負担制度の創設について要望しております。

(3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【子ども支援課回答】

埼玉県市長会を通じて、助成対象年齢の引き上げについて要望しております。

11. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【保険年金課回答】

子育て世代の負担軽減については、国において令和4年度から未就学児を対象に均等割を5割軽減する制度が創設されました。全国市長会からも、対象者の拡充について提言がなされていることから、その動向を注視してまいります。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【学校保健課回答】

地産地消の取組みについては、小学校では、市内農家が生産したトマトの他、じゃがいも、玉葱、ブロッコリー、にんじんなど、中学校では地元産茶葉や小松菜パウダーを活用しております。また、給食月間では、小中学校ともに上尾産のお米をとり入れております。

令和6年度の児童生徒の学校給食費につきましては、給食費の改定を行わずに、市費から物価高騰相当額を補填する予算を計上しております。学校給食費の無償化など、さらなる支援策につきましては、現在、国においても検討が進められていることから、動向を注視するとともに、調査・研究を進めてまいります。

(3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。

【学務課回答】

就学援助基準額につきましては、生活保護基準を基にしており、改定の都度、現行の基準額との比較検討を行っているところです。今後も他市の動向を注視しながら検討してまいります。

また、就学援助制度の周知につきましては、全児童生徒及び就学前児童に案内を配布しているところです。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないとは申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立

場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

【生活支援課回答】

現在、生活保護の申請にかかる手続きや制度（権利・義務など）については、市ホームページやしおりにて説明を行っております。しおりについては、憲法第25条の理念や申請について国民の権利である旨を明記しているほか、各項目の見直しや全ての漢字にルビを振るなど、読まれた方に制度を正しく理解していただき、制度を利用していただけるように作成しております。今後も手続きや制度などについて、わかりやすい周知ができるよう、他市の状況も確認しながら、広報やチラシなどの活用も検討してまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【生活支援課回答】

現在、扶養照会については、生活保護申請者の了解を得られた場合に実施しており、難色を示された場合や、DVなどの事情がある場合には行っておりません。

なお、本市の「生活保護のしおり」は、国や県からの通知等を受け随時見直しを行っております。

3. 保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。

【生活支援課回答】

生活状況や資産（預貯金や保険など）の調査を行ったうえで、原則として、申請いただいた日から14日以内に保護の決定をするよう徹底して行っております。ただし、調査に日時を要するなど14日以上経過した場合には、決定通知に遅滞の理由を付記し、申請者へ説明を行っております。また、保護費の支給については、決定後速やかに支給できるよう対応しております。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【生活支援課回答】

生活保護決定通知書につきましては、最低生活費、収入額、生活保護費支給額等を生活保護受給者の方々に分かりやすいよう表にして明記しているほか、決定した理由についても記載しております。

また、生活保護決定時に「生活保護のしおり」にて不明な点等がありましたら問い合わせをしていただくよう周知を行い、ケースワーカーが家庭訪問をする際には、不明な点等があれば内容

の説明をしております。

今後も、生活保護受給者の方々にご理解いただけるよう、説明等に努めてまいります。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【行政経営課・生活支援課回答】

ケースワーカーについては、これまでも適宜増員しており、今後も被保護世帯数を考慮し、適切な人員配置に努めてまいります。

なお、生活保護担当ケースワーカーの研修につきましては、埼玉県等が主催する研修に定期的に参加し、知識の収集に努めているとともに、課内への周知も図っております。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【生活支援課回答】

本市においては、住居を失った方から生活保護の申請を受け付けた場合、個々の事情を聴き取った上で、自立に向けた一時的な滞在場所として無料低額宿泊所が利用できることを説明し、希望があれば紹介しております。入所時は無料低額宿泊所の職員に来庁してもらい、ケースワーカー同席の上、再度施設の利用案内を行い、本人が納得した場合に契約を行っております。

また、入所者へ担当ケースワーカーが適宜家庭訪問を実施し、本人の希望に沿った自立への支援を行っております。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。

【生活支援課回答】

昨今の異常気象や燃料費高騰が生じている現状に鑑み、国に対し保護の実施要領の改正意見として、夏季加算の導入を要望しております。

また、低所得者世帯の電気代を含めた物価等高騰への対策としましては、国の動向を見て対策を検討するとともに、エアコンの設置については、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付制度の案内を行っております。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。

【生活支援課回答】

本市では、生活支援課に「暮らしサポート相談窓口」を設置し、相談支援員4名・就労支援員2名が、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮した方々からの相談を受け付け、就労支援など適切な対応に努めています。

また、対象者が生活保護制度に該当すると思われる場合には、生活保護担当へ速やかに繋げています。

9、医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

【生活支援課回答】

医療を受けるための移送費については、生活保護のしおりで案内を行っており、必要に応じ医療機関の証明書などで受診状況を確認し、交通費の実費を支給しております。